

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月二十六日

静岡市葵区紺屋町一七番地の一

株式会社ユニックス

代表取締役 藤貞 努

株式併合につき通知公告

当社は、株式四百株を一株に併合することいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年九月二十六日であり、同日における発行可能株式総数は四万株となります。

令和八年八月二十六日

愛知県春日井市明知町九八番地の一

株式会社愛和

代表取締役 竹内 節子

株式交換につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日を効力発生日とし、当社を完全親会社、株式会社竹本木材センター(住所 岡山県美作市明見七九六番地の二)を完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)をすることいたしました。

なお、会社計算規則第三十九条第二項の規定に基づき、本件株式交換により当社において変動する株主資本等変動額の全ては、その他資本剰余金とするものいたします。

本件株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月二十六日

岡山県津山市高野山西一九〇六番地一七

株式会社タケモト・クリエイト・ホールディングス

代表取締役 竹本 直哉

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社スカイラインと合併して解散することいたしましたので、当社の株券(新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む)を所有する方は、株券提出日である令和八年九月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー一三七階

株式会社HX Group

代表取締役 宮本 慎二

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社Fujitakaホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十六日

京都市下京区東塩小路町六〇六番地三旺京

都駅前ビル七階

株式会社Fujitaka

代表取締役 高井 茂行

外国会社の子会社たる日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である指原洋一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十六日

大阪市北区豊崎三丁目一六番一六一〇

Nusli Switzerland Ltd.

日本における代表者 指原 洋一

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中区花原町二六番地、最後の住所愛知県名古屋市中区花原町二六番地小出コーポ一階一〇二号

被相続人 亡 早川 和彦

右被相続人は令和八年五月十七日頃死亡し、その相続人は令和八年八月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月二十六日

愛知県名古屋市中区比良一丁目二五三番地の二

相続財産清算人 奥野美和子

限定承認公告

本籍岡山県岡山市東区西大寺東三丁目六番、最後の住所岡山県倉敷市林二〇四五番地一シェ・トワー一〇二号室

被相続人 亡 小坂田優希

右被相続人は令和八年四月十九日死亡し、その相続人は令和八年八月十七日岡山家庭裁判所尼島出張所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月二十六日

岡山県岡山市東区西大寺東三丁目六番一

三二一〇 相続財産清算人 小坂田陽大

岡山県岡山市南区藤田五七九番地二〇

同法定代理人未成年後見人特定非常活動

動法人岡山未成後見支援センターえが

お 代表者理事 竹内 俊一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数二十二億三千二百八十二万四千二百二十九口のうち、三億六千四百四十四万七千二百口を消却して十八億六千八百三十七万七千二百九十口とすることいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 横浜大船特定目的会社

取締役 高山 知也

任意清算公告

当社は、令和八年七月二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十六日

神戸市東灘区田中町三丁目一九番一六号ハ

イツタケシ三〇一 代表社員 井村 靖司

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を金三億六千四百四十四万七千二百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年八月二十六日

http://www.ko-koku.jp/ir/s08009-242gh/

令和八年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 横浜大船特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を九十一億一千八十五万四千円減少し一億円とし、発行済優先出資総口数九十二億一千八百五十四口のうち九十一億一千八百五十四口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を九十一億一千八百五十四円とすることいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十九日であり、社員総会の決議は令和八年八月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年七月十六日

掲載頁 九十頁(号外第一五九号)

令和八年八月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

京都東山閣特定目的会社

取締役 田中 雅勝

訂正公告

令和八年七月二十二日(号外第一六二号)掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、乙の「代表取締役 岸野 勝矢」とあるは「代表取締役 尾崎 貴司」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月二十六日

鳥取県八頭郡八頭町土師百井二三七番地

(甲)株式会社森木産業

代表取締役 森木 義行

(乙)株式会社タスク

代表取締役 尾崎 貴司

鳥取市吉成南町一丁目二四番二号

代表取締役 尾崎 貴司

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和八年七月三日(号外第百五十号)内閣府告示第七十八号(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三小

第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件)

(原稿誤り)

七下 一四千代田区

港区